

日本プロ野球育成選手に関する規約

本規約は、日本プロフェッショナル野球協約「第23章 構造改革の特例」第208条第2号の規定により定めるものである。

第1条 （目的）

本規約は、日本プロフェッショナル野球協約（以下「野球協約」という。）第11章に定める70名の年度連盟選手権試合に出場できる支配下選手（ただし、第57条の2（選手の救済措置）の適用のときは80名）の枠外の選手として、同選手権試合出場の可能な支配下選手登録をめざして、球団に所属して指導を受け野球技能等の一層の練成向上を受ける選手の保有および取扱いについて定めるものである。

第2条 （定義）

本規約に定める日本プロフェッショナル野球育成選手（以下「育成選手」という）とは、前条の日本プロフェッショナル野球組織の支配下選手として連盟選手権試合出場可能な支配下選手登録の目的達成を目指して野球技能の練成向上およびマナー養成等の野球活動を行うため、球団と野球育成選手契約（以下「育成選手契約」という）を締結した選手をいう。

第3条 （育成選手の保有）

育成選手を保有できる球団は、当面、現に「支配下選手」を65名以上（6月末日現在）保有する球団とする。

ただし、65名に満たない球団の場合であっても、実行委員会において調査の上、育成選手制度の目的を害さないと認め承認した場合には保有することができる。この場合において実行委員会は、育成選手制度の適切な運営上の必要に応じ、当該球団に対し所用の措置等を求めることができる。

第4条 （育成選手の採用）

新人選手を育成選手として採用するにあたっては、育成選手選択（以下、「第二次選択」という。）によらなければならない。

新人選手とは、野球協約第133条（新人選手）に規定された選手とする。

育成選手制度の実施にかんがみ今後の選択については、高校生選択会議、大学生・社会人ほか選択会議において、それぞれ第一次選択（支配下選手枠）と第二次選択（育成選手枠）に分け、第二次選択を経たものについて育成選手契約を締結する。ただし、その指名順位等については、高校生選択会議、大学生・社会人ほか選択会議それぞれで定めた指名順位による。

野球協約第136条（合計120名枠）の規定は、当面第一次選択および第二次選択を含めて適用するものとする。

育成選手との契約にあたっては、野球協約第133条の2の本文を準用するが、同条ただし書き（球団と雇用関係にあった選手との当該球団の選手契約の禁止）の規定は、野球研修生からの選択の

場合には準用しないものとする。

野球協約第 133 条の 3 (日本野球連盟選手) の規定は、育成選手について準用する。

その他第二次選択については、野球協約の趣旨に従い、実行委員会において定める。

支配下選手であった者を野球協約第 58 条 (自由契約選手) による自由契約選手の公示後、育成選手として採用する場合には、前各項の規定は適用しないものとする。

第5条 (育成選手数等)

球団が育成選手を保有する場合の人数については、当面定めないものとする。ただし、実行委員会は、育成選手制度の適切な運営上必要な措置等を保有球団に求めることができる。

第6条 (第二次選択)

第二次選択で指名された選手で、指名球団との間で育成選手契約ができなかった場合においても翌年以降いかなる球団も再度選択会議で指名することができる。ただし、育成選手契約ができなかった選手については、選択会議で指名後 1 年間は、いかなる球団も育成選手および野球研修生としての契約を行なうことはできないものとする。

第7条 (育成選手の契約)

球団と育成選手との間に締結される育成選手契約については、実行委員会の定める統一様式契約書によるものとする。ただし、野球協約および本規約に反しない範囲で統一契約書に特約条項を記入することを妨げない。

育成選手の統一契約書に定める参稼報酬の対象となる期間は、毎年 2 月 1 日から 11 月 30 日までの 10 ヶ月間とし、最低参稼報酬は年額 240 万円とする。その他の育成上の取扱いについては、統一契約書様式に定めるところによる。

育成選手契約を締結した球団は、所属連盟会長に契約書を提出し、その承認を受けなければならない。

育成選手契約は、前項の所属連盟会長の承認によって効力を発生する。

連盟会長が育成選手契約を承認したときは、契約番号その他を連盟育成選手名簿に登録し、開示すると共にコミッショナーに通知しなければならない。育成選手でなくなったときも同様の手続をとるものとする。

前各項の規定は、育成選手契約を更新した場合にも適用するものとする。

第8条 (育成選手の野球活動)

育成選手は、野球の技能の錬成向上および品位あるマナーの養成等を目的として球団の監督、コーチ等の指導、教育、指示等に従い野球活動に専念しなければならない。

育成選手が、野球協約第 170 条 (ジュニア・ペナント・レース) の公式試合 (以下「二軍試合」という。) に出場することができるのは、1 球団 5 名以内に限られるものとする。

育成選手は、前項以外の球団の定める野球試合に出場し、練習に参加できる。ただし、ジュニアオールスター、ファーム選手権試合には出場できない。

育成選手が二軍試合に出場する場合には、球団統一ユニフォームを着用しなければならない。その他の試合のユニフォームについては自由に球団の定めるところによる。なお、ユニフォームの背番号は100番以降を使用するものとする。

第9条 （支配下選手契約への移行等）

球団は、育成選手との間で当該選手の在籍期間中野球協約第79条（選手の制限数）の範囲内で支配下選手として選手契約を締結することができる。この場合には、新規に野球協約「第8章 選手契約」の定めるところにより、統一様式契約書による選手契約の締結を行い、支配下選手としての手続きをとらなければならない。

球団が支配下選手を育成選手に移行させるときは、野球協約第58条（自由契約選手）の手続きをとった後でなければならない。

第10条 （育成選手の在籍期間）

育成選手として入団後3年間（3シーズン）育成選手として在籍した者が、当該球団から翌年度の支配下選手として選手契約を締結されない場合（原則として10月末日までにその旨本人に通告するとともに開示手続きをとる。）には、11月末日をもって自動的に自由契約選手となる。ただし、この規定により自由契約選手として開示された者について、他の球団が開示日の翌日から支配下選手または育成選手としての契約交渉を行ない契約を締結することは差し支えない。

球団は、育成選手の翌年度の契約保留者名簿を10月末日までに連盟に提出し、直ちに連盟はコミッショナーに通告し、コミッショナーはこれを開示する。この場合、保留者名簿に登載されなかった者については自由契約選手となり、開示の翌日（11月1日）からはいずれの球団とも支配下選手または育成選手として契約できる。

支配下選手が自由契約選手となった後に、育成選手として自球団又は他球団と契約した者が、翌年度支配下選手として契約されない場合には、自由契約選手となることができる。この場合において球団は、原則として10月末日までに自由契約選手として開示手続きをとる。この場合には第1項ただし書を準用する。

第11条 （育成選手の移籍）

球団は、その保有する育成選手との契約を育成期間中または保留期間中に、他球団に譲渡することができる。ただし、譲渡期限は翌年度の6月末日までとする。

育成選手契約が譲渡された場合、同契約に関する球団の権利義務はすべて譲り受け球団に属する。ただし本規約第10条第1項の在籍期間は、最初の入団時から通算するものとする。

育成選手は、移籍先においてこの規約第9条により支配下選手となることができる。

移籍に伴う移転費は、支配下選手になる場合は一律30万円を受入れ球団が負担する。育成選手

のままの場合は、一律 10 万円を受入れ球団が負担する。

第12条（年金規定の非該当）.

育成選手は、社団法人日本野球機構の定める年金規定の対象者には該当しないものとする。

第13条（補充）

育成選手に関し、本規約に定めのない事項について、野球協約の趣旨に従い実行委員会の定めるところによる。

付 則

この規約は 2005 年 12 月 1 日から施行する。